

税が支える

住みよいまちづくり

住民税って どんなもの？

住民税は、皆さんの日常生活に身近な関わりを持つ町や県が行う仕事のための費用を、住民が分担し合うという性格の税金です。一般に、町民税と県民税を合せて住民税と呼びます。

■問い合わせ 税務課 内線 1 1 2

納税義務者

住民税は、一定の額を負担する「均等割」と所得金額に応じた負担する「所得割」によって構成され、原則その年の1月1日現在、町内に住所があり、前年中に所得のあった方が納税義務者となります。
※1月2日以後に東浦町に住所を移した場合は、1月1日現在の住所地で課税

税額の計算は…

- 均等割・町民税 3,500円
 ・県民税 2,000円
- 所得割
課税所得 × 税率 - 税額控除
(課税所得 = 所得金額 - 所得控除額)

納税方法

住民税の納付方法には、①給与からの特別徴収、②年金からの特別徴収、③普通徴収(自主納付)があり、そのいずれか、または組み合わせによって納付することとなります。課税通知は

6月中旬までに納税義務者へ送付します。会社に勤めている方(給与所得者)には会社を経由して通知されます。

①給与からの特別徴収

会社に勤めている方(給与所得者)は、原則として勤務先の事業所が特別徴収義務者となり、毎月の給与から差し引くことで納付していただきます。徴収月は毎年6月から翌年5月までです。

②年金からの特別徴収

年金所得者で特別徴収される方は、住民税の納税義務者のうち、平成27年中に公的年金等の支払いを受け、平成28年4月1日に老齢年金等※の支払いを受けている65歳以上(昭和26年4月2日生まれ以前)の方です。

※老齢年金等…老齢または退職を支給事由とする年金。支払者から届く源泉徴収票に「公的年金」と表記されているもので、遺族年金、障害年金などの非課税年金は含みません。

③普通徴収(自主納付)

前記①、②以外の方の住民税は6月に送付する納税通知書により年4回に分けて納付していただきます。なお、4期分の納付書をまとめて6月に送付しますので、各納期限までに納付をお願いします。納税には安全で便利な口座振替を利用してください。

年金支給月		
4月	6月	8月
仮徴収		
10月	12月	2月
本徴収		

期別	納期限
第1期分 および前納	6月30日(木)
第2期分	8月31日(水)
第3期分	10月31日(月)
第4期分	1月31日(火) <small>平成28年</small>

税額の計算は、皆さんの申告書などの提出により行っています。納付書に記載の所得と所得控除の内容を一度確認し、不明点などは問い合わせください。

教科書展示会

県教育委員会では、教科書に対する理解や関心を深めていただくために、県内25か所の教科書センターで教科書展示会を開催します。

- とき 6月10日(金)～7月4日(月)
※開館時間、休館日などは、それぞれの施設の規定による。
- ところ
 - ・東海市立教員研修センター ☎31-0230
 - ・半田市福祉文化会館(雁宿ホール) ☎0569-23-7331
- 問い合わせ 県教育委員会義務教育課 ☎052-954-6790

☎ <http://www.pref.aichi.jp/kyoiku/gimukyoiku/>

展示会場に投書箱を用意しますので、教科書に対する意見や要望をお寄せください。